

# 《賃金・退職金規程》

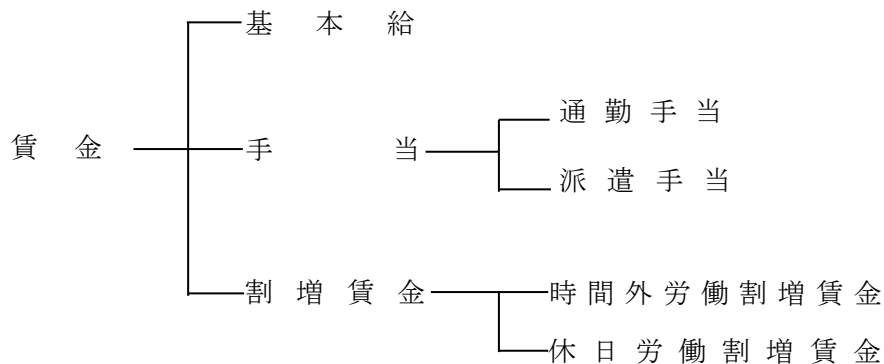
(目的)

第1条 この規程は、就業規則第24条に基づき、従業員の賃金および退職金に関する事項を定めたものである。

## 賃 金

(賃金の構成)

第2条 賃金は、次の構成とする。



(基本給)

第3条 基本給は、本人の技能、経験、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

(諸手当)

第4条 諸手当の支給基準および額は、次のとおりとする。

①通勤手当

通勤に要する実費（通勤に要する最短時間の経路）を支給する。  
ただし、徒歩15分圏内の乗車区間は除く。

②派遣手当

技術を要する職種において、社外（派遣先）にて職務を遂行する場合、その難易度に応じて支給する。

(割増賃金)

第5条 割増賃金は法定基準に基づいて支給する。

①時間外労働割増賃金（所定労働時間を超えて労働させた場合）

②休日労働割増賃金（所定の休日に労働させた場合）

(休暇等の賃金)

- 第6条1 年次有給休暇を取得したときには、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 慶弔休暇を取得した場合は、有給とする。
  - 3 育児時間を取得した場合は、無給とする。
  - 4 生理日の休暇を取得した場合は、無給とする。
  - 5 産前産後の女子が休業する期間および休職中の期間は無給とする。

(欠勤等の扱い)

- 第7条 欠勤、遅刻、早退、および私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間および支払日)

- 第8条1 賃金は、毎月末日に締切り、支払いは25日に行うものとする。  
ただし、支払日が休日に当たるときはその前日を支払日とする。
- 2 計算期間の途中で入社または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。
  - 3 割増賃金は、翌月給与支払日に支払う。

(賃金の支払方法)

- 第9条 賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
- ①源泉所得税
  - ②住民税
  - ③健康保険料および厚生年金保険料
  - ④雇用保険料
  - ⑤従業員の各自協定により賃金から控除することとしたもの。

(昇給／降給)

- 第10条1 昇給／降給は、毎年1月1日をもって、行うものとする。ただし、会社業績その他やむを得ない事由がある場合には、昇給／降給の時期を変更することがある。
- 2 昇給額／降給額は、従業員の勤務及び営業成績等を考慮して決定する。

(賞与)

- 第11条1 賞与は、支給日に在籍する従業員に対し、会社の業績等を勘案して7月および12月に支給する。  
ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には支給しないことがある。
- 2 前項の賞与の額は、従業員の勤務成績及び営業成績等を考慮して各人ごとに決定する。

# 退 職 金

## (適用範囲)

- 第12条1 退職金の支給は、就業規則第4条に基づき採用された従業員に適用する。
- 2 前項にかかわらず、パートタイマー、アルバイト、嘱託、期間を定めて雇用された者、その他臨時に雇用された者は、この規程は適用しない。

## (退職金の支給)

- 第13条1 従業員が退職し、または解雇された場合は、退職金を支給する。
- ただし、第5条に定める掛け金の納付月数が1年に満たない者は、この限りでない。
- 2 前項の退職金の支給は、会社が従業員について、中小企業退職金共済法（以下「中退金法」という。）の定めるところにより、中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

## (共済契約)

- 第14条 新たに雇い入れた従業員については、雇入れの日から5年を経過した日以後の最初の4月に退職金共済契約を締結する。ただし、中退金法第3条に定めるものについては退職金共済契約を締結しない。

## (掛金月額)

- 第15条 掛金月額は、中退金法の定める範囲内で決定し、全額会社が負担する。

## (退職金の額)

- 第16条1 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中退金法に定められた額とする。
- 2 従業員が就業規則第34条により懲戒解雇された場合は、会社は、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

# 附 則

この規則は、平成 15年 4月 1日から実施する。